

2025年12月

消費者情報

八代市（氷川町・芦北町）消費生活センター

電話：0965-33-4162



「履き古した靴はありませんか、何でも買取りますよ」、若い女性の声でこのような電話がかかってきたことはありませんか。これは「訪問購入」と言われる、消費者の家に業者が訪問し商品を買取るもので「訪問買取」や「押し買い」と呼ばれることもあります。貴金属の強引な買取りの被害が増加したことから、「訪問購入」は特定商取引法で規制されています。

年末、家の中の片づけをされるかたも多いと思います。先月11月の消費者情報「家庭ごみの処分業者」に続き、今月は「不用品買取りを口実とする貴金属やブランド品等の強引な買取り」について、その事例・注意点をまとめてみました。

相談事例



【事例1】70代女性

有名質店を名乗る男性から着物や靴を買取るという電話があり、ちょうど実家の片づけをしていたので来てもらうことにしました。「宝石の指輪などありませんか」と言われ、祖父の形見の金の指輪を見せたところ安く買い取られてしまいました。あとで後悔し男性が名乗った質店に連絡したら訪問買取はしていないと言われました。領収書も他の書面も何もなく事業者がわからないので連絡が取れません。

【事例2】40代女性

高齢一人暮らしの母の家にいきなり訪ねてきた男性が「テレホンカードを買取ります」と言うので、母がテレホンカードをリビングに探しに行くと、訪問してきた男性も母のあとをついて無断で家に上がり込んできました。結局、母は金のネックレス2本を明らかに安い値段で有無を言わさず一方的に買取られてしまいました。「買取についての同意書・領収書」という書面には、会社名・所在地等のほか、黒字でクーリングオフのことが書かれていますが電話番号がなく連絡がとれません。

【事例3】40代女性

自宅に訪問購入の男性が訪問してきた時、高齢の母が対応し「売るものはない」と断ったのに玄関先にあった壺を査定させてほしいとしつこく言わされたそうです。その場で男性が別の人物に電話をして代わるように言わされたので母が電話に出たところ、住所を確認されたので「はい」と返事しました。翌日、別の訪問購入の男性が訪問してきているところに私がちょうど帰宅したので「売るものはない」と断りましたが「他県からわざわざ来ている。売るものがなければ初めから断ればよかったではないか」と凄まれ全く帰ろうとしません。

消費者へのアドバイス

- **不要な勧誘はきっぱり断る、売るつもりのない貴金属やブランド品等を見せない**ことが大事です。
- 訪問購入では以下のように訪問や勧誘が規制されています。
 - ・**「飛び込み勧誘」は禁止**されており、訪問購入業者は消費者の同意を得てから訪問しなければなりません。また、**予め得た同意が「着物の買取り」「見積依頼」だった場合、「貴金属買取り」の勧誘をすることも禁止**されています。
 - ・勧誘に先立ち、**事業者名・買取る物品の種類・勧誘の目的を明示**しなければなりません。
 - ・**消費者が断った場合には、居座ったり再勧誘をしてはなりません。**
 - ・買取り契約が成立したときには、

物品の種類や特徴

購入価格

クーリングオフについての説明事項

申込契約の年月日

事業者の住所・名称・連絡先・担当者の氏名



以上の事項を記載した**「契約書面」を交付しなければなりません。**

- 但し、クーリングオフでは以下について注意しましょう。
 - ・一部物品（2輪以外の自動車・家具・大型家電・書籍・CD・DVD・ゲームソフト類・有価証券）は、クーリングオフをはじめ訪問購入の規定が適用されません。
 - ・一度商品を引き渡してしまうと、商品の返還請求を行っても手元に戻らないケースがあります。
- トラブルになったときは消費生活センターに相談しましょう。

消費生活相談関連のご案内【令和8年1月分】

相談内容	開催日
無料弁護士法律相談 《予約制》	令和8年1月9日（金）、23日（金） 10：00～12：00 13：00～16：00 予約は令和8年1月5日（月）午前8時30分から受付を開始します。 市民活動政策課 TEL：0965-33-4482までお電話ください。